

名古屋市告示第638号

指定一般相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 6年12月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
株式会社L I N K T H 名古屋市北区池花 町 224番地の 1	相談支援事業所ペ ンギン 名古屋市港区当知 二丁目 801番地の 2	一般相談支援	2331200200	令和 6年 7月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課